

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第二百二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表千葉駅周辺地域の項の次に次のように加える。

松戸駅周 辺地域	松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成電鉄新京成線との交差点を起点とし、順次同鉄道、主要幹線一級市道三十号、県道松戸野田線、主要幹線一級市道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四百二十一号、松戸千百二十六番二と松戸千百二十七番四及び松戸千百二十七番五との境界線、松戸千百二十六番四及び岩瀬四百七十三番四と松戸千百二十七番五との境界線、岩瀬四百七十三番四と岩瀬四百七十九番及び岩瀬四百七十三番九との境界線、岩瀬四百七十三番一と岩瀬四百七十三番九及び岩瀬四百七十
-------------	--

三番十二との境界線、岩瀬四百七十三番十八と岩瀬四百七十三番十二、岩瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番八との境界線、主要幹線二級市道六十八号、岩瀬四百六十番五と岩瀬四百三十四番七との境界線、岩瀬五百五十番五と岩瀬五百五十番九、岩瀬五百五十番八及び岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬五百九十九番一及び岩瀬六百一番と岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬六百一番と岩瀬六百二番との境界線、岩瀬三十八番三と岩瀬三十八番七との境界線、市道六地区三百四十四号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区二百五十五号並びに市道六地区二百五十四号を経て起点に至る線（鉄道又は道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表本厚木駅周辺地域の項の次に次のように加える。

新潟都心 地域	新潟市中央区の区域のうち、市道南一―十二号線と市道南一―十号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道南一―百三十七号線、市道南一―五号線、一般国道百十三号線、一般国道七号線、信濃川の東側端線、市道南二―五号線、主要地方道新潟小須戸三条線、市道弁天町線、市道小島下所島線、市道南二―五十八号線、北緯三七度五四分四一秒・六三
------------	--

東経一三九度三分二三秒・八一の地点から北緯三七度五四分三七秒・六一東経一三九度三分二四秒・一七の地点まで引いた線、市道南二―三十四号線、市道南二―百五十六号線、市道南二―百八号線、主要地方道新潟黒埼インター笹口線、市道南五―十二号線、市道南五―四号線、市道南五―十三号線、市道南二―九十一号線、北緯三七度五四分四五秒・五九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四八秒・〇九東経一三九度三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南二―六十八号線、市道南一―十九号線、市道南一―十七号線、市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目の区域並びに万代島の区域

新潟市中央区の区域のうち、市道上大川前通西湊町通線と市道西大畑町秣川岸通線との交会点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神社線、市道一番堀通入船線一号、市道川端町東堀前通線、信濃川の西側端線、北緯三七度五五分四秒・六五東経一三九度三分二一秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七

東経一三九度三分二〇秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―九十九号線、市道川端町入船線一号、市道中央三―九十四号線及び市道上大川前通西湊町通線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表浜松駅周辺地域の項、守口大日地域の項及び寝屋川萱島駅東地域の項を削り、同表小倉駅周辺地域の項の次に次のように加える。

福岡箱崎	福岡市東区の区域のうち、市道筥松百六十三号線の南側端線と宇美川の西側端線との交差点を起点とし、順次同河川の西側端線、多々良川の西側端線、一般国道三号線の西側端線、市道箱崎久原線の南側端線、県道福岡直方線の南側端線、九州旅客鉄道鹿児島線の東側端線、市道箱崎百五十七号線の南側及び東側端線、市道筥松百七十四号線の南側端線並びに市道筥松百六十三号線の東側及び南側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域
------	--

第一条の表備考第四号中「寝屋川萱島駅東地域」を削り、同表備考第五号中「浜松駅周辺地域及び」を削り、同表備考第十二号中「堺東駅西地域及び守口大日地域」を「及び堺東駅西地域」に改め、同表備考に次の一号を加える。

十五 松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 令和三年五月十三日

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正前の第一条に規定する浜松駅周辺地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十条の二第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。

理由

都市再生緊急整備地域として新たに松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域を定める等の必要があるからである。